

## 滿洲事變前、大豆取引における大連取引所の機能と特徴

塚 瀬 進

## はじめに

二〇世紀以降、中国東北地域（以下、東北）から世界市場や中国関内へ輸移出される大豆は増え、東北は大豆でその名が知られるようになった。なかでも大連から輸移出される大豆は多く、第一次大戦以降急速に増加して五〇万トンを超え、一九二七年には一〇〇万トンを超えた（図一参照<sup>(1)</sup>）。また、大豆を加工して作る豆粕（主に日本へ輸出）や豆油（主にヨーロッパへ輸出）の輸移出量も増えていた。<sup>(2)</sup> 大連の一九三〇年の総輸移出額（二億四〇〇〇万海關兩）の内、大豆三品（大豆、豆粕、豆油）の輸移出額（一億三〇〇〇万海關兩）は五四%を占めた。<sup>(3)</sup>

東北産大豆の輸移出増加を可能とした要因について、鉄道の敷設が、移民の増加↓耕地面積の増加↓大豆生産の増加という現象を生じさせるとともに、大豆輸送を容易にした側面は、すでに前著で明らかにした<sup>(4)</sup>。しかしながら、大豆生産地と世界市場は鉄道によって直結したのではなく、両者の間には農産物が商品となる過程が存在した。鉄道敷設を契機に生産量を増やした大豆が、どのような商品化の過程を経て輸移出されたのかについて、前者では十分検討できなかつた。こうした前著の問題点を補うため、本稿では大連取引所（一九一三年の設立時は大連重要物産取

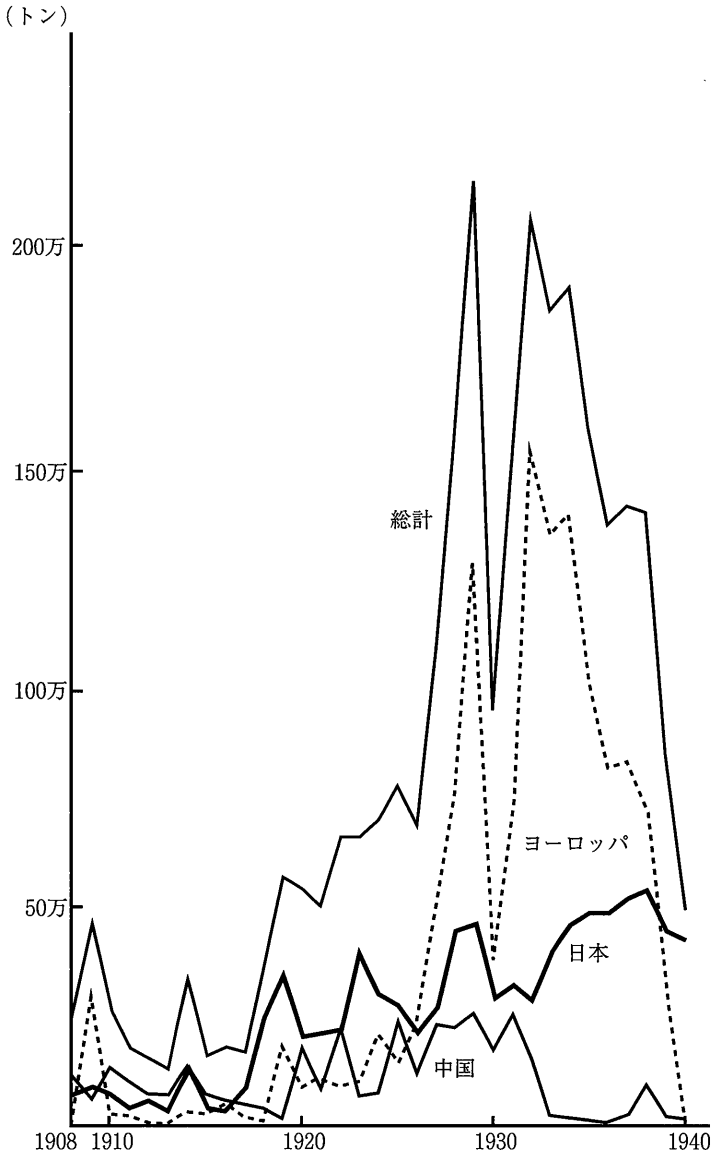


図1 大連大豆輸移出動向  
出典；満鉄『営業一斑—昭和15年度』1942、p271より作成。

引所と称した。一九一九年に大連取引所と名称変更)での大豆取引を検討してみたい。そして、大連市場が大規模な大豆輸移出を行い得た背景の一端を明らかにしてみたい。

これまでの研究は、大豆が大連に集中した理由として、満鉄による「大連中心主義」を挙げてきた<sup>(5)</sup>。満鉄が実施した開港発着特定運賃制度や大連埠頭の拡張は、大豆を大連へ吸収するうえで大きな役割を果たしていた。だが、満鉄自体が大豆を取引したわけではない。大連での大豆取引は、関東都督府が管轄する大連取引所を中心に日中両国商人により行われた。大連取引所は大豆取引にいかなる役割を果たしたのか、大連取引所による規制は大豆取引にどのような作用を及ぼしたのか、こうした点に関して検討を加えた研究は存在しない<sup>(6)</sup>。

満洲国成立後では、日系商社の沿線市場での取引拡大、満洲国政府による大豆流通の統制などの要因から東北の大豆取引は大きく変化したので、満洲事変までの期間を検討時期とする。

### 一 大連取引所設立の背景

大連での大豆取引は、一九〇八年に三井物産が東北産大豆をヨーロッパへ輸出したのを契機に本格的に始まった<sup>(7)</sup>。大豆を扱う日中両国商人は、一九〇八年五月に大豆取引の協議機関として満洲重要物産組合を組織するとともに、同年一〇月には満鉄より大連埠頭の一部を取引市場として借り受けた<sup>(8)</sup>。この時の取引は、売手と買手の相対売買による現物取引という単純な方法のため、取引に関する規約の必要性は低かった。それゆえ、満洲重要物産組合は取引に関する規約などは作っていない<sup>(9)</sup>。

一九〇九年になるとヨーロッパ市場への大豆輸出は増えはじめたので、特産商や糧棧は農民と青田買い契約を大規模に行い大豆を確保しようとした。この結果、青田買い競争が起るに至り、契約時に代金の全額またはかなりの金額を前渡しするという、売手の農民に有利な状況が生まれた。事前に多額の資金を投入しても、大豆には確実な利益があるという判断を特産商や糧棧はしたのである。ところが、確実な販路が存在したことから大豆相場は高騰を続け、収穫期になり受渡しの期日が迫っても相場は高値を示し続けた。このため大豆の受渡しを拒否する農民が多数あらわれ、大豆を確保できず苦境に陥る特産商が続出した。<sup>(10)</sup> 農民から大豆の受渡しを拒否された時、糧棧は官吏に訴え、農民の財産を差し押さえて前渡し金の回収をしたが、外国商人にはこうした方法は無理なので泣き寝入りするしかなかった。<sup>(11)</sup> 翌一〇年になると、特産商、糧棧は農民との青田買い契約を控える方針をとった。<sup>(12)</sup> その理由は、農民の受渡し拒否を恐れた点にもあるが、大連市場での大豆入手の方法が改善された点にもあった。

満洲重要物産組合は一九一〇年三月に、大連埠頭の市場を満洲重要物産市場と名乗ること、並びにその公認を関東督府へ申請した。<sup>(13)</sup> これに対して関東督府は許否を示さなかったが、大連市場での大豆取引に何等かの方針を定める必要性は認識し、一九一一年六月に「満洲重要物産取引市場規則」を發布して大豆取引を規制する枠組みを設けた。<sup>(14)</sup> しかしながら、この規則は全八条の簡単なもので、取引については「従来ノ商慣習ニ従フ」とだけしか規定していなかった。<sup>(15)</sup>

大豆取引に関する規制は不十分であったが、満洲重要物産市場は大連市場での大豆入手方法に改善を加え、電報で知らせてきた満鉄沿線の大豆相場を掲示することにした。ここに、沿線市場の相場を知らないが故の取引上の不

利益はなくなつた。また大連市場の相場と沿線市場の相場は、その関係が密接になつた。<sup>(16)</sup>大連市場で沿線市場の動向がわかるようになったことから、大連の特産商が農民と青田買いをする必要性は低下した。青田買いは低価格で大豆を入手できるメリットを持つが、買い付けに投じた資金が固定化してしまうこと、大量の買い付けは難しいというデメリットを持つていた。<sup>(17)</sup>大連の特産商は農民からの買い付けは沿線市場の糧棧に任せ、沿線市場と大連市場の相場動向を比べながら有利な相場をうかがい大豆を買い付けることが可能となつた。

大連市場と沿線市場との大豆取引は金融面でも改善された。例えば、長春の大豆が大連の特産商に売却される場合、満鉄への積み込みが完了したならば満鉄は貨物引換証を発行するので、長春の大豆商はこの貨物引換証を横浜正金銀行長春支店に持ち込んで荷為替を組み、大豆代金の支払いをうけるといふ手順で現金化した。<sup>(18)</sup>長春で満鉄への積み込みが完了すれば、大豆が大連に未到着でも、長春での現金化が可能となつたのである。一般に、東北では遠隔地間の決済には、當口で發達した現銀の移動しない信用決済である過炉銀が用いられてきた。<sup>(19)</sup>しかし、新興地大連には過炉銀のような信用決済制度は存在しないので、満鉄、横浜正金銀行が一体となつた為替決済という方法を使つたのである。

沿線市場との取引が改善され、さらに海外市場への大豆輸出も増加したことから、大連市場での大豆取引は増加していった。こうなると、従来 of 現物取引だけでは需要に適合した取引は難しくなつた。ヨーロッパ向けの貨物船の積載量は一万トン以上の大型船が多く、こうした大型船が入港すると必ず大量の大豆が買い付けられることから大豆相場は高騰した。すでに入船している関係上、輸出商は大豆を買わないわけにはいかず、高い値段でも購入す

るしかなかった。むろん入船に先立って大豆を確保しておけばよいのであるが、相場動向、在庫状況、保管料などの関係からいつも事前に手配できるとは限らなかった。<sup>(20)</sup>先物取引ができれば、かかる事態の回避は可能であり、相場変動による損失をカバーすることも可能であった。このような取引事情を背景に、大連市場での大豆先物取引は自然発生的に一九一一年八月ごろから始まった。<sup>(21)</sup>だが、大連市場には先物取引に関する制度的枠組みは一つ備わっていないかった。はやくも一月には、投機的な先物取引の失敗から破綻する輸出商が出ていた。<sup>(22)</sup>

一九一二年になると、先物取引は相場変動を回避する手段としてではなく、相場をつり上げて利益を得る投機的取引に使われ始めた。大連市場には先物取引を行うにあたっての保証金制度は無く、簡単に取引できたことも手伝い、先物取引は異常な活況を示した。これに危険を感じた満洲重要物産組合は、一月二三日に大連市場での先物取引の停止を決定した。<sup>(23)</sup>

先物取引が投機的取引に利用されたのは問題であったが、大量の大豆を取引するようになった大連市場にとつてもはや先物取引は必要なものとなっていた。このため、先物取引は何等の規定も制定されなのまま三月から再開された。<sup>(24)</sup>翌一三年になつても先物取引をめぐるトラブルは絶えず、鉄拳による解決も珍しくなかつた。<sup>(25)</sup>こうした先物取引の混乱を、関東都督府は制度的に確立した取引所の設立によつて解決しようとした。大量の先物取引が円滑に行われるためには、定型化された取引方法による組織的市場が必要だと考えたのである。<sup>(26)</sup>

一九一三年三月に関東都督府は「大連重要物産取引所規則」を公布して特産物取引所の開業に着手した。ここで議論となつたのは、取引所の機能のすべてを関東都督府の官営とするならば、民間の商業取引の履行、清算に関東

都督府という公的機関が保証を与えることにつながる点であった。このため取引の履行、清算には、民営の取引所信託会社を設立して担当させることにした。大連取引所信託会社は六月に設立され、九月に大連取引所は取引を始めた。<sup>(27)</sup>

大連取引所の最大の特徴は、先物取引に制度的規制を設けた点であった。先物取引を行う取引人は、規定の免許料、身元保証金を納め、取引所の認可を受けた人に限定された。取引所以外で先物取引に類似した取引を行うならば、二百円以下の罰金の刑罰に問われた。<sup>(28)</sup>取引人が先物取引を行う場合には、売買数量にもとづいて、違約より生じる賠償金の抵当として証拠金を納めなければならなかった。もし取引不履行が生じた時には、取引所、取引所信託会社は調停をしたり、賠償を行った。<sup>(29)</sup>

では、大連市場での大豆取引において、大連取引所はどのような役割を果たしたのであろうか。<sup>(30)</sup>

## 二 大連取引所での大豆取引

取引所の一般的な効用には、価格の公定、相場激変の防止、保険作用、大量需給の適合などがあげられる。

大連市場の大豆価格は多岐にわたる要因から騰落しており、大豆の収穫状況、輸移出市場の動向だけでなく、豆粕、豆油を製造する油房がどのような方針で大豆を購入するかも大豆相場を左右した。豆粕、豆油相場が高値をつければ、油房は積極的に大豆を購入するので大豆相場は上昇したが、反対に豆粕、豆油相場が安値をつければ、油房は手持ちの大豆を売り放つので大豆相場は下落した。<sup>(31)</sup>この他に、沿線市場の動向、大連埠頭の大豆ストック状況、

金銀相場の動向、さらに船賃も重要であつた。こうした大連市場の状況に対して、大豆取引商がどのような思惑から大豆を売買するかも相場を騰落させた。

一例として、一九二七年五月の大豆市況を『大連商業會議所報』は次のように伝えている。<sup>(32)</sup>

大豆は内地〔日本〕に於ける恐慌の餘波を受け、月初め夥しき閑散振りを示したるも、中旬に於ける欧州向け並に南支向けの活躍は、五月限六円十七錢、六月限六円二十八錢の高値を出さしむるに至りたるも、奥地筋の売物続出と、油房筋の転売を招致せるとは、再び低落の途を取るの已むなきに至らしめ、下旬に入り銀市の暴騰は更に低落の度を強め、主力筋の買殺到が能く値傾を押へたるに拘らず、月末に於ける銀の新高値は、遂に五月限五円八十二錢と崩落を見せ、豆粕の強調に支へられつゝ越月した。

この市況をまとめると、月初めは日本市場の需要が減退したので閑散としていたが、中旬にはヨーロッパ市場、関内市場が活況を見せたので大豆相場は上昇した（輸移出市場の影響）。しかし、沿線市場からの売り出しと油房が手放す大豆が増えたので、相場は下落した（沿線市場、油房の影響）。下旬になると銀相場の変動を受けて相場は下がり、買いが殺到したことから大きく下落はしなかつたが、月末に銀相場が新高値をつけたため五円代にまで下落した（銀相場の影響）。だが、豆粕相場の高値に支えられ、あまり値崩れはしなかつた、という状況を伝えている。

つまり、大連市場の大豆相場はさまざまな要因から騰落したので安定性に欠けており、市場状況にまかせたままでは大きく騰落する可能性が高かつたことを指摘したい。

こうした相場動向を大連取引所と大連取引所信託会社は監督し、相場が変動して取引に混乱が生じる恐れが出た



場合には、増証拠金の納付を課したり、取引休止という対応をとり、市場の混乱を回避していた。例えば、大豆相場が急騰した一九一八年三月には、取引所信託会社は大豆一車に付き三〇〇〇円の増証拠金を徴収して、相場を沈静化した<sup>(33)</sup>。また一九一七年八月には輸出の好況、悪天候による大豆収穫減少の懸念から大豆相場は高騰してしまい、取引は買手一色になった。さらに在庫大豆の半分以上が品質劣悪であることが判明し、受渡しはスムーズにいかないことが懸念された。このため、大連取引所は市場の休会という対応をとる一方で、大豆取引業者に先物取引の「解合」(相談により取引契約を解くこと)を懇願して回り、取引に混乱が生じないように調停した<sup>(34)</sup>。とはいえ、大連取引所は強制的な「解合」を取引人に迫ることもあり、取引不履行から生じる取引所信託会社の賠償を軽減するため、「解合」が利用されているとの批判も出されていた<sup>(35)</sup>。

次に大連取引所の先物取引が、相場変動のリスクヘッジとして使われたのかどうかについてみてみたい。一般的なヘッジングの方法は、現物市場での相場変動による損失を先物市場で相殺することを目的に、先物市場で現物市場とは反対の契約をし、一方の市場での損失を他方の市場の利益で相殺しようと期待するものである<sup>(36)</sup>。

開業一年目の一九一三年の先物取引は振るわず、出来高は一万五〇〇〇車にとどまった(表1参照)。先物取引が振るわなかった最大の理由は、中国商人が大連取引所の利用を避けた点にあった。中国商人は保証金を払ってまで取引所を利用する必要はないと考え、取引人になることを拒否した<sup>(37)</sup>。ところが翌一四年になると、中国商人にも取引の担保は必要との認識が広まり、大連取引所の先物取引は利用されはじめた<sup>(38)</sup>。一九一四年の先物出来高は九万八〇〇〇車に達し、大連取引所の先物取引は一九二〇年まで堅調を示した。つまり、大連取引所が行う先物取引は中

表1 大連取引所の大豆取引出来高

年度	現物	先物
1913	615931 *	15364
1914	7100 1153 *	98704
1915	11349 2690 *	70272
1916	13431 248 *	70898
1917	11258	73132
1918	16941 29 *	84971
1919	16931	107085
1920	12866	117505
1921	9738	54209
1922	703	78349
1923	42	77810
1924	2375	57164
1925	443	59723
1926	160	71534
1927	53	61600
1928	5759	52285
1929	18988	79947
1930	20431	120251
1931	41044	117786
1932	44480	105883
1933	53697	89996
1934	121210	126520
1935	180337	173935
1936	86957	161831
1937	122953	126383
1938	181680	107001

注；単位は車-300袋、1袋150斤

\*は俵

出典；『満洲に於ける日本取引所』45  
～46頁、『関東庁統計書』各年版より作成。

国商人にも受け入れられ、大連市場での大豆取引に組み込まれたのである。  
残念ながら、満洲事変前において先物取引がヘッジングにどのように使われたのかを記述した資料を探すことはできなかった。時期は下るが、満洲国期における大豆輸出と先物取引の関係は次のように述べられている。<sup>39)</sup>  
特産商はその蒐集せる大豆をば、輸出契約の締結に先立つて、どしどし船積して欧州に向け、之が値下りの危険を避けるために取引所の定期取引〔先物取引〕に先繋ぎ、輸出契約の出来るに従つて、定期取引の買戻をなすといふ方法をとつた。次に、輸出契約の締結に際して、輸出価格と国内〔満洲国内〕取引所の相場とを睨み合せて有利な輸出手当をば取引所を通じてなすといふ方法も盛んに行はれた。斯くして、假令一般的情勢として、大豆の国際価格に比し国内価格が高い場合でも、特産商は取引所に於ける相場変動を利用して、有利な輸

満洲事変前、大豆取引における大連取引所の機能と特徴

塚瀬

第八十一巻 三八三

出をなすことさへ可能であり、且つこのことが実際に相当行はれたのである。(一)内筆者)

この記述は、相場変動による損失回避と有利な相場で売り抜けるため、特産商は先物取引を利用していたことを述べている。満洲事変前においても同様の状況は存在したと推測されるが、資料的な裏付けを得ることはできなかった。

大連取引所では大量の大豆が取引されるようになったので、品質の一定した大豆の入手が求められた。この要望に応えるため、満鉄は一九一九年二月より大豆を品質ごとに分けて保管、輸送する混合保管制度を開始した。<sup>(40)</sup>混合保管制度の実施により、見本を必要としない銘柄取引が可能となった。大連取引所は先物取引の受渡し品を混合保管大豆に限定して品質不正を防ぐとともに、受渡しを円滑に運ぶようにした。<sup>(41)</sup>

大連取引所での大豆取引出来高の増減と大連からの大豆輸移出量の増減が、どういう関係にあるのか明確に述べることはできない。先物取引では実際に大豆の受渡しが行われることは少なく、出来高の増加と輸移出の増加は必ずしも結びつかない。<sup>(42)</sup>現物取引の出来高が増えても、大豆のままで輸出されるのではなく、油房で豆粕、豆油に加工される大豆もあつた。<sup>(43)</sup>したがって、大連取引所での大豆取引の出来高増加と大連からの大豆輸移出増加は、直接的な相関関係を持たない場合もある。だが、前掲の資料は(満洲国期の資料であるが)大豆輸出の増加と先物取引の出来高増加は密接な関係にあることを示しており、特産商たちは大豆の輸移出を念頭に置くからこそ、大連取引所で大豆を取引したと考えられるので、出来高と輸移出の動向は無関係とはいえない。

大連取引所が大豆相場を監督したため市場の混乱は回避されていた点、制度化された先物取引を行い相場変動に

よる損失をカバーする手段が存在したことから大豆輸出が促された点については確認できた。それゆえ、大連から大豆輸移出の増加は、大連取引所により支えられたと指摘することは可能であろう。<sup>(44)</sup>

### 三 大連取引所の限界

大連取引所は大連市場でのすべての大豆取引を監督下に置いたわけではなかった。

前節で述べたように、先物取引に対して大連取引所は強い規制力を持っていたが、現物取引に関しては異なつた。現物取引は一九二〇年以前には毎年一萬車以上の出来高があつた。ところが、一九二二年以降減少を示し、とくに一九二三年は四二車、二七年は五三車という極端に少ない出来高であつた(表1参照)。現物取引は先物取引のような競売買ではなく、相対売買で行われた關係上、取引所を利用せずに売手と買手だけで取引できた。取引所を使わなければ不履行の際に損害を被る危険性も存在したが、現物をすぐに受渡してもらえば手数料を払って取引所を利用する必要はなかつた。<sup>(45)</sup>先物取引を取引所以外で行うと刑罰の対象となつたが、現物取引を違法行為とする罰則はなかつた。それゆえ、大連取引所が場外取引をする取引商を処罰したり、場外取引をやめさせることはできなかつた。<sup>(46)</sup>

大連取引所での現物取引が減少したのは、制度上の問題だけでなく、中小規模の日本人特産商が衰えたことにも起因した。大連の日本商人は一九二〇年恐慌の影響から立ち直ることができず、不振に苦しむ商人が多かつた。<sup>(47)</sup>特産商もその例外ではなく、とくに資金的基盤の脆弱な中小規模の特産商の衰退は著しかつた。<sup>(48)</sup>大連取引所の取引人

の数も、一九二〇年では四〇人いたが、二六年には二七人に減っていた。中国人の取引人も減少してはいるが、一九二〇年は八四人、二六年は七三人であり、減少の程度は日本人に比べて少ない。<sup>(49)</sup> 中小の日本人特産商が没落していく一方で、扱い高を増やしたのは三井物産などの日系大商社であった。三井物産、三菱商事、日清製油、鈴木商店の四大商社が扱う大連からの大豆、豆粕の輸出量は一九二一年では全体の二八%であったが二六年には五六%に増えた。<sup>(50)</sup> 売手の中国商は買手が少数の大商社となったので、手数料を支払ってまで大連取引所の現物市場を利用することは避けるようになった。資本も信用もある大商社との取引ならば、契約不履行の可能性は低いと中国商は判断したのである。<sup>(51)</sup>

現物取引をめぐる制度上の欠陥、日本人特産商の少数化により、一九二〇年代の大連取引所での現物取引は振るわなかった。<sup>(52)</sup>

中小規模の日本人特産商の衰退は先物取引にも影響を及ぼした。一九一〇年代では中小の日本人特産商が間に入り、輸出をあつかう日系商社との大豆取引も行われた。ところが一九二〇年代に中小の日本人特産商は衰退したため、日系商社が買い付けから輸出まで直接行うようになり、大豆の中間売買は減少した。従来は買い付けから輸出までいくつかの特産商がかかわり、数回転売され、そのつど大連取引所の先物取引が使われて相場変動による損害を防いでいた。だが、一九二〇年代にはこうした状況はなくなり、大豆の中間売買は減少したので大連取引所の出来高も減少してしまった。<sup>(53)</sup>

大規模な大豆取引をする三井物産にとって、大連取引所は必要な存在であった反面、時には有利な取引を阻害す

る存在でもあった。というのは、三井物産が大連取引所で大量の大豆を購入するならば、大豆相場は高騰してしまい、有利な相場で購入することが難しくなるからであった。沿線市場の相場は大連市場と比べて有利な時がある中で、三井物産は大連市場と併用して沿線市場でも大豆を買い付けた。<sup>(54)</sup> その際、沿線市場の特産商に頼るのではなく、沿線市場で独自の買い付け網を構築していた。沿線市場の特産商は規模が小さく信用の低い商人のため、買い付けをまかすことができないと三井物産は考えたのである。<sup>(55)</sup> 三菱商事も三井物産のように、沿線市場の有利な相場をうかがって大豆を買い付けることがあった。だが沿線市場に大豆買い付け網を持たないことから地場の特産商に依存するしかなく、その食い物にされていたという。<sup>(56)</sup> 三井物産は沿線市場の大豆買い付け網を作り上げ、大連取引所を利用しなくても有利な相場で大豆を購入できた点が、大規模な大豆輸出を行えた理由であったと考えられる。

一九二〇年代に大量の大豆売買をはじめた官銀号系糧棧にとっても、大豆相場を監督する大連取引所は必要な機関である一方で障害でもあった。障害となった理由は、官銀号系糧棧が買い占めた大豆を大連取引所で売却するならば、大量に売却するため大豆相場は下落してしまい、有利な相場で売ることができなくなるからであった。この点に三井物産は目をつけ、大連市場で官銀号系糧棧と分業的な取引を行った。三井物産の『第九回支店長会議議事録(大正一五年)』は、次のように述べている。<sup>(57)</sup>

官商(官銀号系糧棧)ハ成行ニテ取纏メ奥地ニ於テ買付ケタルモノハ何レニカ之ヲ売渡サザルベカラズ、之ヲ取纏メテ大連ノ取引所ニ於テ売出ス場合ニハ必ず相場ハ低下スベク、当社ノ如キモ倫敦ト最近大分商売成立シ纏メテ買付ヲ為ス必要ヲ生ジ之ヲ買付ケントセバ必ず相場上向クヲ免カレズ、茲ニ於テ両者利害ノ一致ヲ見、

満洲事変前、大豆取引における大連取引所の機能と特徴

塚瀬

第八十一卷 三八七

我々ハ直接ニ現物大豆ヲ取纏メテ彼等ヨリ買付ケ、彼等モ喜ンデ我々ニ売渡ス有様

官銀号系糧棧は大連取引所で大豆を売却する際の相場下落を懸念し、三井物産はロンドン市場に輸出する大豆を大連取引所で購入する際の相場上昇を懸念した。つまり大連取引所を使うならば官銀号系糧棧、三井物産ともに都合なので、両者は大連取引所を利用せずに「直接ニ現物大豆」を売買する方法をとったのである。また、大豆買い付けやその輸送にあたっては、三井物産と官銀号系糧棧は提携する動きを示していた。<sup>(58)</sup>かかる三井物産、官銀号系糧棧の大豆取引に対し、大連取引所が規制を加えることはできなかった。

大連取引所は官銀号系糧棧の大豆取引を妨害しただけかというところではなかった。官銀号系糧棧は三井物産と提携して大豆を売却しただけでなく、大量のストックを持つことを利用して、大連取引所で売り渋りを行い、大豆相場の値上がりを待ち、高値を見るや売り出すという売買もしていた。このような官銀号系糧棧の大豆相場への介入は、大連取引所が大豆相場を監督しているからこそ可能であった。もともとかかる官銀号系糧棧の大豆相場への介入は、大連取引所の側から見れば、大豆相場を攪乱させて取引商の売買意欲を減退させ、ひいては出来高にも影響を及ぼすという混乱要因となっていた。<sup>(59)</sup>

以上にみたように、中小規模の日本人特産商の衰退、三井物産、官銀号系糧棧の活動により、一九二〇年代の大連取引所は大豆取引の減少を余儀なくされた。先物取引の出来高は一九二二年には一萬七〇〇〇車であったが、二二年には五万四〇〇〇車に減り、以後二九年まで五〜七万車に低迷した。<sup>(60)</sup>

次に大豆取引の決済に際しての問題点について見てみたい。大連市場での大豆取引には、銀建の横浜正金銀行券

(鈔票)が利用された。日露戦争後、横浜正金銀行は軍票回収を担当したのを契機に鈔票の流通に努め、さらに銀経済のなかで暮らす中国人に銀建の鈔票は好まれた。しかしその流通範囲は限られ、一般の中国人は利用せず、日本への輸出貿易に関わる中国商人が日本商人との決済時に受け取るだけであった。東北に住む日本人は金建の日銀券や朝鮮銀行券を使い、鈔票での売買はほとんどしていなかった。<sup>(61)</sup>大豆を中国商人から買おうとする日本商人は、決済に必要な鈔票がなければ大豆の購入はできないので、手持ちの金票を鈔票に両替しなければならなかった。金票と鈔票の相場は世界的な金銀比価変動の影響を受けて常に変動したので、日本商人はたとえ有利な相場で大豆取引をしても、鈔票の価値が変動すると損失を受けるともあった。<sup>(62)</sup>

大連での錢鈔取引は関東都督府の認可を受けた錢業公所で行われたが、一九一七年六月から大連取引所で行うことになった。<sup>(63)</sup>しかしながら、大連取引所を利用した鈔票入手には限界があった。

大連取引所での錢鈔の先物取引は規定では四か月以内となっていたが、実際に取引されたのは半か月物と一か月物であった。<sup>(64)</sup>それ以上の期間をカバーするには手数料を払い乗換える必要があった。大豆の先物は三か月物が取引されているので、錢鈔先物の期間は短すぎるとの不満を特産商は主張した。しかし、大連金融市場の状況から改善は難しかった。なぜなら、大連市場がロンドン市場(二か月の先物を上場)に直接連絡できれば二か月までの先物を扱うことができたが、それは通信連絡的に不可能であった。大連市場には上海市場を使ってカバーする方法しかない、上海市場は一三日限と二七日限の半か月物しか上場していなかった。上海市場が半か月物しか上場していない以上、大連市場だけの意向で先物の期間を延長することはできなかった。<sup>(65)</sup>こうした状況から大連取引所での多額の



鈔票入手は難しかったので、横浜正金銀行大連支店から借入れる方法(66)、上海市場を経由して購入する方法が使われた。

大連取引所は大連金融市場の持つ特徴、ならびに大連金融市場と密接な関係を持つ上海金融市場の特徴に規制されて、大豆取引に必要な鈔票の確保を十分に行うことはできなかったとまとめられよう。

#### 四 沿線市場の取引所と大連取引所

大連取引所を模倣した官営取引所は満鉄沿線にも設置され、一九一六年には開原、長春に、一九九年には公主嶺、四平街、鉄嶺に、二〇年には遼陽、營口、奉天に設けられた。本節では沿線市場の取引所が果たした機能を検討し、大連取引所と比較することにより、大連取引所の特徴を浮かびあがらせてみたい。

開原には特産商が集合して売買する一定の場所はなく、特産商の店員が取引商店を回り取引していた。また、公議会の定める取引規定が存在したとはいえ、その内容は大連取引所の規定と比べるならば問題が多かった。(67)このため、開原の日本商人たちは大連取引所に做つて大豆取引の制度化をはかろうとする要求を起こした。この要求の背景には、大連取引所の設立により大連主導で大豆取引が行われるようになったことへの対抗という目的もあつた。(68)開原取引所に続いて、大豆取引の制度化を目的に長春、公主嶺、四平街、鉄嶺、營口にも官営取引所が作られた。奉天、遼陽の官営取引所は錢鈔取引を目的に設立されたもので、大豆取引はほとんど行っていない(69)。

沿線市場の官営取引所は、現物取引と建値に問題を持っていた。

現物取引についてみれば、開原では取引所の場外でも盛んに行われた。中国人特産商の多くは、現物取引にあたっては取引所を利用する必要はないと考えており、場外取引を禁止して取引の一元化をはかることは難しかった。かかる状況に対して、開原取引所は場外取引を禁止するのではなく、場外取引に関する規則を制定して現物取引を管理するという対応をとった。取引所の機能侵害につながる場外取引の是認という対応をした理由は、開原取引所が強力に場外取引を取り締まるならば、中国商人は大豆取引を自分たちだけで行い、日本商人に売らなくなることを懸念した点にあった。開原取引所は、取引所の存在意義が低下するのは承知のうえで、無統制な場外取引が大豆取引を混乱させることを回避しようとしたのであった。<sup>(70)</sup>

長春取引所での現物取引は、買手の日本商人は売買契約締結と同時に、または翌日には代金を売手の中国商人に払い、売手は買手に売渡証を発行して大豆所有権の移転を行った。問題となっていたのは、日本商人が大豆を大連に向けて発送し、大豆を売却した現金の支払いを銀行から受けるには、満鉄の貨物引換証が必要な点であった。中国商人から買い付けた大豆をすぐに積み込むことができれば問題はなかったが、馬車や人夫の手配がうまくできず積み込みに時間のかかる時もあった。こうした時、日本商人は大豆の現金化ができないので資金繰りに苦しんだ。中国商人に買い付けとほぼ同時に代金を払うのではなく、満鉄の貨物引換証が発行されるまで支払いを待つことができれば問題は解決できた。だが、これは中国商人の反対により実現しなかった。<sup>(71)</sup> このような現物取引の弊害に対して、長春取引所は無力であった。長春取引所の規定は現物取引について、「従前ノ慣習ニ依ル。其ノ慣習ナキモノハ商議員会ノ意見ヲ徴シ、所長之ヲ定ム」としか定めていなかった。<sup>(72)</sup> それゆえ、「長春取引所の現物取引は、さ

ながら場外取引同然の不安を免れない」と形容された。<sup>(73)</sup>

沿線市場の取引所は奉天票などの地方通貨を建値にしたことに、日本商人は苦しめられた。沿線市場の取引所が建値を地方通貨にした理由は、中国商人が日常使う地方通貨による決済を希望したからであった。例えば、開原取引所は初めは鈔票建だったので、取引に参加する中国商人は少なかった。そこで、中国商人の要望を入れて奉天票建に変更したところ中国商人による取引は増えた。<sup>(74)</sup>先物取引の建値が地方通貨であることは、日本商人にとっては苦痛であった。日本商人は中国商人より受けとった地方通貨を金票に両替する必要があり、地方通貨は激しく変動したので、両替すると目減りすることが多かった。<sup>(75)</sup>長春商業会議所の刊行物は、「地方通貨を建値とする奥地取引所は真面目な貿易業者に取つては実際の用を為さない」と述べている。<sup>(76)</sup>

こうした大豆取引をめぐる状況だけでなく、一九二〇年代には沿線市場での大豆取引の必要性は低下していた。満鉄が大豆混合保管制度（一九一九年二月実施）をはじめたことから、大連市場では契約品が未到着でも受渡し期日が来たならば同一等級の大豆を受領できるようになった。沿線市場の特産商にとって混合保管制度は、「大連埠頭倉庫がハルビンまで延長し、需要者と供給者を接近せしめ、仲介業者存在の意義を根本から取り去つた」と見なされた。<sup>(77)</sup>また、通商ルートの変化から沿線市場を素通りして、大連に向かう大豆が増えていた。一九二二年に東支鉄道と満鉄は大豆混合保管協定を結んだため、以前は長春まで搬出された長春以北に出回る大豆は東支鉄道沿線に運ばれるようになり、長春に出回る大豆は減少した。<sup>(78)</sup>沿線市場の官営取引所のなかでは、唯一大連取引所に匹敵する先物取引の出来高を示した開原取引所も、瀋海線開業（一九二七年）後、これまで開原に出回った大豆は直接大

連へ輸送されるようになり打撃を受けていた。<sup>(79)</sup>一九三三年には公議会と協同で取引所の振興策が練られたが、大豆出回りルートの変化、中心相場の大連市場への移行から、今後どのような振興策をとろうとも開原取引所の復活は望みがないという結論に達した。<sup>(80)</sup>

営口は東北では最も古い開港場であったが、満鉄開業後、大連の發達により大豆取引は低迷した。また中国商人の商業機構が整っていたので、官営取引所を使わなくても大豆取引に支障はなかった。<sup>(81)</sup>鉄嶺は満鉄開業以前では、河川を使って営口まで大豆を搬出する中継市場として栄えていた。しかし、満鉄開業により鉄道で大連市場へ輸送される大豆が増え、大豆市場としての機能は低下した。<sup>(82)</sup>営口、鉄嶺で大豆取引が増える可能性は無いと関東庁は判断し、営口取引所、鉄嶺取引所は一九二四年一〇月に廃止された。<sup>(83)</sup>

以上にみたように、沿線取引所は現物取引に制度的な問題を抱えており、建値が地方通貨なため日本商人は不利な立場に置かれていた。さらに、満鉄による混合保管制度の導入、大豆輸送ルートの変化から大豆は大連市場へ集中するようになった。これらの理由から、大連取引所は沿線市場の取引所よりも優位を占めることができた。

## むすび

一九〇八年以降大量の大豆が大連から輸移出されるようになったが、大豆取引に関する制度は不完全なため、取引に混乱が生じることもあった。不完全な制度のままでは大豆取引の増加を妨げ、大豆輸移出は停滞してしまうので、関東都督府は大豆取引の制度化を目的に大連取引所を一九一三年に設立した。大連取引所での大豆取引は一九

一四年以降中国商人にも受け入れられ、大連市場での大豆取引には不可欠なものとなった。大連取引所が大豆取引を監督したこと、先物市場を育成して相場変動による損失を回避する手段を提供したことは、大連からの大豆輸移出を増やした要因の一つとして評価できよう。<sup>84</sup>

満鉄沿線にも大連取引所を模倣した官管取引所が設立され、大豆取引の制度化がはかられた。しかし沿線市場の取引所は、現物取引の制度、建値が地方通貨の点、混合保管制度の導入と通商ルートの変化により大豆の回りが減少したことに問題があった。反対に大連取引所は、地方通貨ではなく鈔票建なこと、混合保管制度の恩恵を受けたこと、通商ルートの変化により大豆は大連に集中したことから、沿線市場の取引所よりも有利な条件下にあった。とはいえ、大連取引所は大連市場でのすべての大豆取引を監督下に置いたわけではなかった。現物取引は制度的欠陥により、場外で取引される数量も多かった。三井物産や官銀号系糧棧は大連取引所を避けて独自の取引をしていた。決済に必要な鈔票は、大連金融市場をめぐる状況に規制され、需要に応じられるだけの金額を供給できなかった。

大連取引所は大豆取引を監督する機関にとどまり、取引所自らが取引出来高を増加させようと画策したり、大豆相場に介入して相場を変動させるようなことは行わなかった。一九二〇年代に中小規模の日本人特産商が没落し、日系大商社による取引が増えたため現物取引、先物取引の出来高は減少したにもかかわらず、大連取引所はどうすることもできなかった。官銀号系糧棧が有利な価格で大豆を売ろうと考え、大豆相場への介入を強め、相場が攪乱されたことに対しても大連取引所は無力であった。したがって、大連取引所は大連市場での大豆取引を支配し、日

本にとつて有利な取引だけを行う機関ではなかつたのである。<sup>(85)</sup>

満洲国成立後、官銀号系糧棧の影響力は低下し、一九三三年五月には満洲国政府により解散させられた。<sup>(86)</sup> また、日系商社の沿線市場での活動は拡大し、より生産地に近い場所で大豆は購入されるようになった。<sup>(87)</sup> こうした官銀号系糧棧の消滅と日系商社の沿線市場での買い付け増加、さらに大豆のままヨーロッパに輸出される数量が激増したことにより、大連大豆市場の状況は満洲事変前とは変化した。<sup>(88)</sup> 一九三九年になると、満洲国政府は農産物に対する統制を強め、大豆は満洲特産專管公社（一九三九年一月設立）<sup>(89)</sup> が一手に買取り、三井物産などの輸移出を担当する「特約収買人」に公定価格で売渡すことが決められた。公定価格が設定されたため大豆相場は立たなくなつた。ここに大連取引所は不必要となり、一九三九年一〇月末に閉鎖された。<sup>(90)</sup>

## 註

(1) 大連貿易の動向を示す貿易統計は三種類に大別できる。第一に、大連税関への申告書をもとに作成した「海関報告」が挙げられる（満鉄調査課編『北支那貿易年報』はこの系統に属する）。第二に、「海関報告」と同様に税関申告書をもとにした「関東州貿易統計」が挙げられる。「海関報告」と「関東州貿易統計」は申告締切日が異なり（「海関報告」は二六日より翌月二五日までを一ヵ月としたが、「関東州貿易統計」は月末締切り）、さらに「関東州貿易統計」は

申告書の記載をそのまま計上したが、「海関報告」は明らかな申告書の不合理には修正を加えたので、両者の数字は一致しない。第三に、大連税関や大連埠頭事務所などに提出される積荷目録書をもとに、満鉄が作成した「大連港貨物年報」が挙げられる。これは、積荷目録書によつて、そのため価額はなく数量だけである（満洲貿易統計の現状）<sup>『満鉄資料彙報』三卷一・二・三号、一九四〇年</sup>。大連貿易に関する貿易統計は、以上の三系統に分類でき、同一品目についてそれぞれの数値は異なつてゐる。本稿では一九

○八一―一九四〇年という長期間にわたる動向を示している、『大連港貨物年報』をもとにした、満鉄「營業一斑―昭和一五年度」一九四二年、に掲載された貿易統計を使用した。これは數量しか計上されていないので、価額については『北支那貿易年表』を使用した。

(2) 大豆三品(大豆、豆粕、豆油)の輸移出動向については、雷慧兒『東北的豆貨貿易(一九〇七―一九三二年)』台湾師範大學歴史研究所、一九八一年、第一章を参照。

(3) 満鉄調査課『北支那貿易年報 昭和五年上編』一九三一年、一七三―一七四、一五九―一六〇頁。

(4) 拙著『中国近代東北經濟史研究』東方書店、一九九三年。

(5) 金子文夫『近代日本における対滿州投資の研究』近藤出版社、一九九一年、一一―一四頁。

(6) 一九二二年に行われた、取引所建値金建化について分析を加えた先行研究は存在する(波形昭一『日本植民地金融政策史の研究』早稲田大學出版會、一九八五年、四五九―四七三頁、柴田善雅『日本の対滿州通貨金融政策の形成とその機能の実態』『社會經濟史學』四三卷二號、一九七七年、五〇―五三頁、松野周治『東北アジアの金融連関と対滿州通貨金融政策』『兩大戰間期のアジアと日本』大月

書店、一九七九年、一四六―一四八頁)。

(7) 「大豆輸出の由来(統)」『滿洲日日新聞』一九〇九年一月二五日。

(8) 滿洲重要物産組合は、設立当初は滿洲重要物産輸出商組合という名称であった。一九〇九年七月に社団法人に改組し、名称も滿洲重要物産同業組合に改めた(輸出組合組織變更)『滿洲日日新聞』一九〇九年七月二九日)。その後、滿洲重要物産組合と改称したが、その日時については不明である。

(9) 「滿洲重要物産組合(一)」『滿洲日報』一九二九年八月二日。

(10) 「破産者現はる」『滿洲日日新聞』一九〇九年二月一日、「先約逃れの悪傾向」『滿洲日日新聞』一九一〇年三月二日。

(11) 「農民と先約」『滿洲日日新聞』一九一〇年七月十七日。  
(12) 「大豆市況混沌」『滿洲日日新聞』一九一〇年一月二六日。

(13) 「滿洲重要物産組合(二)」『滿洲日報』一九二九年八月三日。

(14) 「滿洲重要物産組合(三)」『滿洲日報』一九二九年八月四日。

(15) 関東都督府「関東都督府法規提要」一九二一年、三八六～三八七頁。

(16) 「物資物価調査」「滿洲日日新聞」一九二一年一月二二日。

(17) 「長春市場ニ於ケル農産物集散ノ状況」「通商彙纂」六九、一九〇七年。

(18) 「長春ニ於ケル大豆事情」「通商彙纂」六、一九二一年。満鉄が貨物引換証を発行したのは、貨車への積み込みを直営化した一九〇九年一〇月からであった。それ以前は民間業者が積み込み業務を行い、貨物引換証を出したので、銀行は民間業者の発行する貨物引換証に信用をおかず、支払いは円滑に行われなかった（輸送直営と集積地）『滿洲日日新聞』一九〇九年八月六日。

(19) 過戸銀については、佐々木正哉「営口商人の研究」『近代中国研究』第一輯、近代中国研究委員会、一九五八年を参照。

(20) 「大連重要物産商況」「滿洲日日新聞」一九〇九年一月二七日。

(21) 「滿洲日日新聞」の商況欄が先物取引の動向について本格的に報じたのは、一九二一年八月二六日が最初である。大連市場での先物取引がいつ始まったのかは不明だが、一

九二一年二月二七日の「滿洲日日新聞」商況欄は、少数ながら先物取引が行われたことを報じている。

(22) 「二千円で破綻」「滿洲日日新聞」一九二一年一月二六日。

(23) 「先物停止の理由」「滿洲日日新聞」一九二一年一月二三日。

(24) 「商況」「滿洲日日新聞」一九二二年三月一日。

(25) 「取引所紛擾」「滿洲日日新聞」一九二三年一月二日。

(26) 「取引所開業式」「滿洲日日新聞」一九二三年九月二日。

(27) 満鉄庶務部調査課「滿洲に於ける日本取引所」一九二八年、五～六頁。

(28) 「大連重要物産取引所規則」「法令全書 府令 大正二年」一五三～一五四頁。

(29) 前掲「滿洲に於ける日本取引所」、一七九～一八三頁。

(30) 大連取引所では大豆だけでなく豆粕、豆油も取引され、大豆取引に影響を及ぼすこともあった。しかし、かかる問題まで取り上げるならば叙述は複雑になるので、今回は取捨し、大豆取引についてのみ検討する。

(31) 「財界概況―特産市場」「大連商業会議所報」二四〇号、一九二七年。

(32) 「財界概況―特産市場」「大連商業会議所報」二四二号、



- 一九二七年。  
 (33) 「大連重要物産取引所商況」『滿蒙実業彙報』三三三号、一九一八年。  
 (34) 「大連取引所立会停止の顛末」『滿蒙実業彙報』二六六号、一九一七年、「大連重要物産取引所商況」『滿蒙実業彙報』二七号、一九一七年。  
 (35) 「解合習癖」『滿洲日日新聞』一九二〇年九月一六日。  
 (36) 先物取引を使い相場動向の変化から生じる損失をカバーする方法については、入江成雄「商品先物市場における一次産品取引」『一次産品輸出安定化施策の研究』多賀出版、一九八五年、一〇三―一〇二頁を参照。  
 (37) 「取引所と信託」『滿洲日日新聞』一九一三年九月二二日。  
 (38) 「華商と信託」『滿洲日日新聞』一九一四年三月三日。  
 (39) 「滿洲大豆の研究」『建国大学研究院研究期報』一号、一九四一年、七五―七六頁。  
 (40) 滿鉄鉄道部營業課「混合保管制度沿革史」一九三四年、三―一九頁。  
 (41) 「混保と取引所」『滿洲日日新聞』一九一九年二月三日。  
 (42) 一九一三年から二一年の間、實際に受渡しが行われた

数量は年度により異なるが、先物取引出来高の二―七％に過ぎなかった（滿鉄庶務部調査課『滿洲に於ける油房業』一九二四年、三八二―三八三頁）。

- (43) 大連に出回る大豆の内、一九二〇年代前半までは油房で加工される数量が多く、そのまま輸出される数量は半分以下であった。一九一二年では出回る大豆の七四％が油房に、二六％が輸出に回された。一九二〇年代後半になると、ドイツで油房業が発達したため加工品の豆油ではなく大豆のまま輸出される数量が増えた。一九二九年では出回る大豆の三〇％が油房に、七〇％が輸出に回された（滿鉄調査課『大連に於ける特産物の取引及採算』一九三一年、三―四頁）。

- (44) 本章は制度的観点から大連取引所が大豆取引を規制した側面の検証を行った。相場変動に対して、どれだけ先物取引が有効性を持っていたかに関しては、価格分析が必要なこととは言うまでもない。日本経済史の分野では計量経済学を応用して、堂島の米市場で行われた先物取引の効力について検討した論文が出されている（宮本又郎『近世日本の市場経済』第七章、有斐閣、一九八八年、伊藤隆敏『一八世紀、堂島の米先物市場の効率性について』『経済研究（一橋大学）』四四卷四号、一九九三年、脇田成『近世大阪

堂島米先物市場における合理的期待の成立」「先物取引研究」一巻一号、一九九五年など。こうした分析は現在の筆者には手に余り、現物価格と先物価格の変動を分析して先物取引の意義を検討することは他日を期したい。

(45) 「満洲財界不況事実」「満洲日日新聞」一九三三年二月二十六日。取引所外での現物取引は盛んに行われたので、大連取引所が発表する統計は実際の取引と違いすぎるとの批判も出されていた(「市況」「満洲日日新聞」一九二六年三月二四日)。

(46) 「特産雑記」「満洲日日新聞」一九二二年四月一日。

(47) 柳沢遊「一九二〇年代「満洲」における日本人中小商人の動向」「土地制度史学」九二号、一九八一年。

(48) 「糧棧雜記」邦商は手も足も出せぬ窮境」「満洲日日新聞」一九三二年一月二三日。

(49) 「大連日支人職業の盛衰―特産業」「満洲日日新聞」一九二六年一月二四日。

(50) 大連商工会議所『大連特産市場不振の原因と其対策』一九二九年、九四―九五頁。

(51) 「日本側の取引人は寧ろ取引所の徹底的取締を希望」「満洲日報」一九二八年四月二日。

(52) 一九二九年以降再び現物取引の出来高は増え始め、一

九三四年には一〇万車を超えている。かかる現物取引の活況がどうい理由から生じたのか、明らかにできなかった。

(53) 「大連に於ける錢鈔取引の減退」「大連商業會議所報」一三六号、一九二六年。

(54) 『第一〇回支店長會議事録(昭和六年)』一一九―一二〇頁(三井文庫所蔵)。

(55) 横浜正金銀行頭取席調査課『開原糧穀取引事情』一九二八年、三八頁。

(56) 『第一〇回支店長會議事録(昭和六年)』一二四頁。

(57) 『第九回支店長會議事録(大正一五年)』三四六頁。

山村睦夫「第一次大戦後における三井物産の海外進出」「日本多国籍企業の史的展開」上、大月書店、一九七九年、八四頁。

(58) 春日豊「一九三〇年代における三井物産会社の展開過程(下)」「三井文庫論叢」一八号、一九八四年、二八五―二八七頁。

(59) 前掲『大連特産市場不振の原因と其対策』九二頁、「官商筋手持大豆処分に苦慮」「大連商工月報」一九二一年、一九三一年。

(60) 先物取引の出来高は一九三〇年に大きく増え、一二万車を超えた。なぜ一九三〇年に先物取引は活況を回復した

のか、明らかにすることはできなかった。

(61) 金子前掲書、一三九―一四八頁。

(62) 大豆取引の決済が鈔票で行われたため、日本商人は金銀比価変動による損失を受ける危険性が高かった。この点に大連取引所の建値金建化が一九二一年四月に断行された理由があった。金建変更は中国人や一部の日本商人の反対により、一九二三年九月に金銀両建に改められ終息した。詳細については、註(6)の諸論文を参照。

(63) 川島富丸『満洲国幣制と大連銀市場』満洲日報社、一九三三年、三五―三七頁。

(64) 同前、四九頁。

(65) 「行悩める限月問題」『満洲日日新聞』一九三三年九月二四日。

(66) 南郷龍音「東北の通貨」『産業経済研究(久留米大学)』一六号、一九五九年、一六三―一六四頁。同「東北の通貨(二)」『産業経済研究(久留米大学)』二五号、一九六一年、一三三―一三〇頁。

(67) 満鉄地方部地方課「満鉄附属地ニ於ケル特産物及ヒ貨幣取引市場ニ関スル調査報告」一九一五年、一―一六頁。

(68) 「開原取引所設置ニ関スル件」在鉄嶺領事代理酒匂秀一↓外務大臣加藤高明 一九一五年一月二十八日 外務省

外交史料館3・3・7・39―3 「取引所関係雑件 開原取引所・鉄嶺取引所ノ部」第一卷。

(69) 拙稿「中国東北地域における日本商人の存在形態」『中央大学文学部紀要(史学科)』四二号、一九九七年、二七頁。

(70) 「現物市場取引規約制定ニ関スル件」在鉄嶺領事近藤信一↓外務大臣田中義一 一九二八年十月三十日 外務省外交史料館E・2・4・0・11114 「本邦取引所関係雑件在外ノ部 開原取引所」。

(71) 「満洲重要物産の取引方法と長春の現状」『調査彙報(長春商業会議所)』五卷一〇号、一九二五年。

(72) 『法令全書 府令 大正五年』四〇―四三頁。官営取引所のなかで、現物取引についての規定が存在しないのは長春だけである。なぜ現物取引についての規定が設けられなかったのか、その理由について明らかにすることはできなかった。

(73) 前掲「満洲重要物産の取引方法と長春の現状」。

(74) 「開原取引所(一)」『満洲日報』一九三二年七月三日。

(75) 満鉄附属地に住む日本人が奉天票を使うことはなかった。日本人の居住空間であった満鉄附属地は、金経済圏として周囲の銀経済圏とは孤立して存在し、物価も満鉄付属

地とその他では運動しない傾向があった。例えば一九三一年の奉天では、世界的な銀価下落の影響から奉天城内の物価は下がり牛肉一〇〇匁は金建では八錢で売られた。ところが満鉄付属地では牛肉一〇〇匁は金二六錢で売られていた(「銀価に係る生活必需品時価」『満洲日報』一九三一年二月一日)。

(76) 長春商業会議所『我在滿特産物商の窮状と其対策』一九三三年、四頁。

(77) 同前、二七頁。

(78) 前掲拙著、六一頁、一〇四―一〇五頁。

(79) 『満洲会社調査』『ダイヤモンド』二〇巻二九号、一九三二年。

(80) 「開原取引所ノ更生策ニ関スル件」在鉄嶺領事代理石塚邦器↓在滿特命全權大使武藤信義 一九三三年四月十一日 前掲「本邦取引所関係雜件 在外ノ部 開原取引所」。

(81) 「取引所の振興策」『満洲日日新聞』一九三三年一〇月二日。

(82) 前掲拙著、第三章第二節。

(83) 前掲『満洲に於ける日本取引所』七頁。

(84) 大連から大量の大豆が輸移出された理由は、旺盛な需要を持つ輸移出市場が存在したこと、東北での大豆生産が

増えたこと、大連に大豆が集中する輸送条件が整えられたこと、大連取引所が大豆取引の監督を行ったこと、以上の四点にまとめられよう。

(85) 顧明義、張徳良、楊洪範、趙春陽主編『日本侵占旅大四十年史』遼寧人民出版社、一九九一年、二一七頁は、大連取引所の性格を日本の植民地権力が中国商人に打撃を与え、市場、貿易を支配下に置き、経済侵略を拡大するために設けたものだとして述べている。こうした見解には同意できない。

(86) 風間秀人『満洲民族資本の研究』緑蔭書房、一九九三年、八四頁。

(87) 坂本雅子『三井物産と満洲・中国市場』『日本ファシズムと東アジア』青木書店、一九七七年、一二三―一二四頁。

(88) 満洲国期の大連取引所の動向については別稿で扱いたい。

(89) 風間前掲書、一一七―一一九頁。

(90) 「大連取引所の閉鎖と特産界の回顧」『満洲日日新聞』一九三九年九月二〇日。